



令和4年4月11日

各報道機関支局長 様

富士宮市長

<p>(件名)</p> <p>「子ども安全の日」の制定</p>	<p>(担当)</p> <p>市民部市民生活課 市民安全係 担当氏名 諏訪 宏太 電話 0544-22-1130 内線 2068</p>
<p>セールス ポイント</p>	<p>新たに毎月20日を「子ども安全の日」に制定し、安全・安心なまちづくりを推進します。</p>
<p>(要旨)</p> <p>安全で安心して生活することは市民の願いであり、特に、子どもの安全確保は安全安心な社会を実現するための要であります。</p> <p>その願いを実現するためには、犯罪の防止に配慮した環境の整備を図る防犯まちづくりに取り組む必要があります。</p> <p>市では、地域における防犯まちづくりの推進に努め、犯罪の被害者となりやすい子どもの安全を確保するため、富士宮防犯まちづくり条例第8条に基づき、新たに毎月20日を「子ども安全の日」として制定し、安全・安心なまちづくりを推進します。</p> <p>なお、市と市内の新聞販売店3者とで、見守り事業に関する協定を締結し、業務中に登下校中の子どもの見守りを行っていただくこととなりました。</p> <p>見守り中、子供の安全に関して異変に気付いた時、その内容を警察、市等関係機関に連絡していただきます。</p> <p>今まで以上に、子どもを見守る目を増やしていきます。</p> <p>(添付資料)</p> <p>「子ども安全の日」制定宣言 「子ども安全の日」実施事業</p>	